

令和6年度年間安全衛生管理計画の作成要領

はじめに

労働災害防止対策等の計画的推進について

各事業場では、事業活動を効果的かつ効率的に運営するため、目標設定をはじめとする事業計画を作成し、それに基づき事業活動を展開されていることと
思います。同様に、労働災害を防止し、労働者の安全と健康を確保する対策を効果的に進めるためには、**昨年度の年間安全衛生計画の実施結果を検証し**、年度当初に各事業場の実態にあった年間安全衛生管理計画を作成し、計画に沿って一連の過程を円滑に推進することが何よりも肝要です。

作成に当たって

作成の手法は、一般的には、災害の分析、現状の把握、前年度計画の実施結果の評価、問題点の抽出、安全衛生管理目標の設定、具体的実施計画の作成という手順で作成します。

また、計画の樹立に当たっては労働者の意見を反映する必要がありますので、規模50人以上の事業場にあつては安全衛生委員会等に付議してください。

計画書は2部作成し、このうち1部を5月16日(木)までに所轄労働基準監督署へ提出してください。

計画書の記載要領

1. 安全衛生管理に関する基本方針

経営トップの安全衛生管理活動に関する基本的な考え方や方針等を簡潔に記載してください。

2. 安全衛生管理目標

具体的な労働災害の減少目標を設定してください。(例えば、死亡災害ゼロ、重篤災害ゼロ、休業災害ゼロ、不労災害50%減等)

3. 前年度計画の実施結果の評価

本年度の計画を策定する前に、前年度計画における各項目の実施結果を5段階で自己採点(満点は5)し、レーダーチャートに記入してください。当該採点結果を踏まえて、当年度計画を策定してください。

なお、各項目の採点に当たっては、安全衛生委員会等で実施結果を検討、評価してください。また、採点は、それぞれの事業場において独自の基準で行って差し支えありません。

4. 労働災害の発生状況等

- (1) 死傷者数は、業務上の負傷と職業性疾病(中毒等)の人数を過去3年分について記入してください。
- (2) 労働損失日数は、休業日数×300/365で計算しますが、死亡災害及び身体障害を伴う障害等級該当災害の労働損失日数は次のとおりです。

死亡 7,500日

身	1~3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

$$(3) \text{ 度数率} = \frac{\text{死傷者数} \times 1,000,000}{\text{延労働時間数}} \quad \text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数} \times 1,000}{\text{延労働時間数}}$$

(注) 死傷者数には不労災害は含みません。
計算は小数点以下3位を四捨五入してください。

なお、災害率(度数率、強度率)の計算ができないときは死傷者数欄だけ記入してください。

- (4) 無災害継続状況欄には、直近の労働災害発生日翌日の日付を記入します。

裏面. 月別安全衛生管理計画表

事業場の現状の分析をし、問題点を抽出した上で、その中から当年度中に重点的に実施する事項を()内に記入してください。

現状の分析や課題の把握に当たっては、災害発生事例、リスクアセスメントの実施結果、ヒヤリハット情報、監督署等の指導事項、安全衛生パトロール実施結果、安全衛生委員会等の審議記録などを検討してください。

月別の実施事項を定めるに当たっては、各月における「各種運動、月間等の

行事」も参考として下さい。

活動項目の ~ の実施項目についての参考例として、およそ次のようなものがあります。

安全衛生管理体制に関すること

- ・各級安全衛生管理責任者の責任と権限を明確にし、周知を図る。
- ・安全衛生管理規程の整備を行う。
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの導入を図る。
- ・リスクアセスメントの導入を図る。
- ・作業標準の作成及び整備を行う。
- ・安全衛生委員会等の活動の活性化を図る。
- ・安全衛生委員会等の議事録を遅滞なく、労働者に周知を図る。
- ・作業主任者の選任と職務内容を明確にし、周知を図る。
- ・安全衛生総点検日を定め、安全衛生パトロール等の計画的な実施を図る。
- ・転倒災害防止・交通労働災害防止の計画的な推進を図る。
- ・安全提案制度、ヒヤリハット運動等の定着を図る。

設備・機械等に関すること

- ・機械の新規導入、改善時においてリスクアセスメントを実施する。
- ・機械設備のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、必要な改善を行う。
- ・高年齢労働者等の特性に配慮した設備改善を実施する。
- ・フォークリフト等荷役運搬機械の適正使用を徹底する。
- ・クレーン及び小型移動式クレーンに係る安全管理の促進を図る。
- ・定期自主検査計画を作成し、機械の点検整備体制を確立する。

安全衛生教育に関すること

- ・就業制限業務にかかる必要な資格の計画的な取得を図る。
- ・各種安全衛生教育・安全衛生講習会の実施や外部講習会への参加を計画的に進める。
- ・指差呼称、危険予知活動の導入と定着を図る。
- ・高年齢労働者に対する安全衛生教育を実施する。

作業環境管理に関すること

- ・作業環境測定(個人サンプリング測定を含む)とその評価による作業環境の改善を図る。
- ・化学物質等有害業務(粉じん作業、塗装作業ほか含む)に係るリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、必要な改善を行う。
- ・保護具の必要数の備付けとその着用を徹底し、点検整備体制を確立する。
- ・作業場の安全通路の整備を図る。
- ・日を定め定期的に事業場内の整理・整頓を実施する。

健康確保に関すること

- ・各種健康診断の実施とその事後措置について計画的に進める。
- ・産業医等による健康相談を実施する。
- ・定期健康診断における有所見率の改善に取り組む。
- ・受動喫煙防止対策を計画的に進める。
- ・健康増進のための健康測定、運動指導、レクリエーション大会等を実施する。

メンタルヘルス・過重労働対策に関すること

- ・メンタルヘルス(職場における心の健康づくり)対策に取り組む。
- ・ストレスチェックを実施する。また、その結果を集計・分析し、職場環境の改善に努める。
- ・衛生委員会等で過重労働による健康障害防止対策について、調査審議する。
- ・衛生委員会等で規定した面接指導等の実施方法等に基づき、過重労働により健康障害が懸念される労働者に対して医師による面接指導の実施、実施後の措置を適切に実施する。

【参 考】

- ・次に該当する事業場においては、それぞれの管理者等の選任が必要です。
総括安全衛生管理者
林業、鉱業、建設業、道路貨物運送業、清掃業で労働者数が100人以上の事業場
製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品小売業、自動車整備業、旅館業、機械修理業等で労働者数が300人以上の事業場

安全管理者 上記、 の業種で労働者数 50 人以上の事業場
衛生管理者及び産業医 全業種で労働者数 50 人以上の事業場

安全衛生推進者または衛生推進者 全業種で労働者数 10 人～49 人の事業場

- ・「リスクアセスメント」とは、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定し、被災の程度と災害発生の可能性の度合いを組み合わせて「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減措置を検討・実施し、その結果を記録する一連の手法を言います。職場のあんぜんサイトでは、「リスクアセスメントの実施支援システム」というツールがあり、業種別にリスクアセスメント実施のための参考資料が載っています。https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html
- ・「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要な制度となります。働き方・休み方改善ポータルサイトに取組事例も載っていますので、参考にしてください。
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>
- ・「暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)」とは、気温、湿度、日射・輻射熱の 3 要素を取り入れ、『蒸し暑さ』を 1 つの単位で総合的に表しています。
- ・「化学物質管理にかかる SDS の交付・入手状況」について、「すべての化学物質について、交付(・入手)している」の選択肢は、SDS 交付義務化されていない化学物質も交付(・入手)していることを指しています。
- ・外国人労働者への災害防止の教育で使用する資料については、厚生労働省の HP に載っています(ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 外国人労働者の安全衛生対策について)。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>